

報告

継続的で包括的な子育て支援の実現に向けて



令和5年（2023年）9月28日

日本学術会議

健康・生活科学委員会

家政学分科会

この報告は、日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分科会

委員長	杉山久仁子	(第二部会員)	横浜国立大学教育学部教授
副委員長	守随 香	(連携会員)	共立女子大学家政学部児童学科教授
幹事	阿部 栄子	(連携会員)	大妻女子大学家政学部被服学科教授
幹事	重川 純子	(連携会員)	埼玉大学教育学部教授
	池田 彩子	(連携会員)	名古屋学芸大学管理栄養学部教授
	小川 宣子	(連携会員)	中部大学応用生物学部客員教授
	工藤由貴子	(連携会員)	和洋女子大学総合研究機構特別研究員
	鈴木恵美子	(連携会員)	お茶の水女子大学名誉教授
	多屋 淑子	(連携会員)	日本女子大学名誉教授
	都築 和代	(連携会員)	関西大学環境都市工学部建築学科教授
	宮野 道雄	(連携会員)	大阪公立大学都市科学・防災研究センター特任教授

本報告の作成にあたり、以下の職員が事務を担当した。

事務	増子 則義	参事官(審議第一担当)(令和5年4月まで)
	根来 恭子	参事官(審議第一担当)(令和5年5月から)
	山田 寛	参事官(審議第一担当)付参事官補佐(令和5年3月まで)
	若尾 公章	参事官(審議第一担当)付参事官補佐(令和5年4月から)
	作本明日香	参事官(審議第一担当)付審議専門職付(令和5年3月まで)

要 旨

1 はじめに

本報告は、多様な学問の複合領域から構成され、生活の質の向上と人類の福祉に貢献する実践的総合科学である家政学の視点¹を導入することで、現状の子育て支援策の問題点を明らかにし、今後の改善の基盤となる新たな子育て支援の方向性を提案するものである。

2 報告作成の背景

これまでの子育て支援は、虐待防止と早期発見、少子化抑止など課題解決の視点にとどまっている。家政学分科会は課題解決だけでなく、子どもとの生活の質を高めようとする親のモチベーションを維持する力を支える必要だと考える。その視点を家政学より示すことが、本報告の目的である。

3 乳児家庭全戸訪問事業に継続性をもたせ、内容の包括性を高めることについて

(1) 現状及び問題点

① 乳児家庭全戸訪問事業に継続性がないこと

子どもの発達段階に応じて、直接的なケアのみならず家庭生活全般が変化し親の家庭生活上の問題は増加する。現在、訪問型の子育て支援事業の新生児訪問指導と乳児家庭全戸訪問事業の両者を併せて同時に実施することが認められており、実際には母子保健分野が担っている。乳児家庭全戸訪問事業での訪問は生後4か月までに1回で、これ以降、全戸を対象とする訪問型支援は行われていない。

② 乳児家庭全戸訪問事業の支援内容及び訪問員の研修内容に包括性がないこと

現在の研修内容は母子保健の分野が中心で、生活の諸問題に係わる家政学の視点が加わっていない。そのため子育て家庭の問題の変化への対応や各家庭の個別的で具体的な問題に伴走できていない。

(2) 今後の子育て支援に求められること

① 乳児家庭全戸訪問事業の継続性を高めること

家族のウェルビーイングを向上させることが母子保健及び家族保健の分野においても重要で、誰もが家庭生活のウェルビーイングを自ら高める力を育む視点で、乳児家庭全戸訪問事業を継続することが望まれる。継続性が高まるとすべての親が伴走型の子育て支援を受けられる利点がある。

② 継続性を高めた乳児家庭全戸訪問事業の包括性を高めること

乳児家庭全戸訪問事業の継続にあたり、母子保健分野と児童福祉分野の連携による体制づくりを行うことや、訪問員の研修内容に母子保健分野に加えて家政学の視点を

¹ 家政学は、人間生活における人と環境との相互作用について、人的・物的両面から研究し、生活の質の向上と人類の福祉に貢献する実践的総合科学である。すべての人が精神的な充足感のある質の高い生活を維持し、生き甲斐を持って人生を全うするための方策を、生活者の視点に立って考察し、提案することを目的としている。（「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準家政学分野」（2013）日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分野の参照基準検討分科会）

加える必要がある。

4 「子ども・親・子育て」に関する学びに継続性をもたせ、内容の包括性を高めることについて

(1) 現状及び問題点

① 初等中等教育課程における「子ども・親・子育て」に関する学習の現状

現在、小・中・高等学校（初等中等教育課程）の主に保健体育科や家庭科において、「子ども・親・子育て」に関する知識を学ぶ機会が男女共修として提供されている。思春期、妊娠、妊娠中の保健、母体の健康、結婚生活と健康、生命の誕生、子どもの成長と親の役割等の人間の一生に関わる幅広い内容に加え、少子高齢化や育児支援策という社会的な課題も学習する。一方、現状はこれらの諸課題を総合的に理解して自分の人生に生かすために、多分野の課題と相互関連的に捉える視点を持つことや、発達段階に沿う系統的な学習機会が提供されてはいない。

② 初等中等教育課程における「子ども・親・子育て」に関する学習の問題

小・中・高等学校において「子ども・親・子育て」に関する学習の時間数は少なく、扱っている教科・科目も一部に限られ、多くの人は高等学校卒業後に学ぶ機会をもたない。社会の構成員がそれぞれの立場で子育てに参画することが求められる子育ての社会化が推進される中、親になる・ならないにかかわらず、男女も問わず、社会の構成員のすべてが子育てに関する知識や技術を修得する必要があるが、現状ではそのような教育の機会は施策としてなされていないことが問題である。

(2) 初等中等教育課程の更なる充実と生涯教育への展開

① 「子ども・親・子育て」に関する教育の内容

個人・家族・コミュニティのウェルビーイングを研究対象としている家政学の知見を活かし、全世代の人を対象とする、男性・男児の「ケア力」育成も視野に入れた生涯教育プログラムの整備・活用が必要である。

② 「子ども・親・子育て」に関する教育を生涯教育として展開するための環境整備

専門領域を超えた研究者や実践家が協働し、多様な機会に多様な方法で教育を提供できる環境の整備、ICTの活用、言語の多様性への対応などが検討されるべきである。

(3) 今後の「子ども・親・子育て」教育実施への示唆

欧米諸国では、子育て支援として1980年代後半ごろから多種多様な親教育プログラムが展開されてきた。これらの事例は親と子の両者の成長が期待される取り組みが多く、今後、我が国の生涯教育を充実させる際の参考になる。

5 まとめ

今後の子育て支援の継続性や包括性を高めるには、家政学の視点の導入が必要であることを提案した。子育て支援を伴走型とするには、乳児家庭全戸訪問事業の継続性を高めると同時に、家政学の知見を活かして括的な支援内容とする必要がある。「子ども・親・子育て」に関する学びでは、諸課題を総合的に捉える教育の提供が学校教育段階から必要であ

る。すべての人が子育て力をもつ「子育ての社会化」を実現するには、学校教育の学びを継続して生涯教育として展開する必要がある。諸外国では既に親教育プログラムも充実しており、今後はこれらの事例も参照しつつ、日本社会に根差した支援策の検討が求められる。

目 次

1	はじめに.....	1
2	報告作成の背景.....	2
3	乳児家庭全戸訪問事業に継続性をもたせ、内容の包括性を高めることについて....	4
	(1) 現状及び問題点.....	4
	① 乳児家庭全戸訪問事業に継続性がないこと.....	4
	② 乳児家庭全戸訪問事業の支援内容及び訪問員の研修内容に包括性がないこと... 7	
	(2) 今後の子育て支援に求められること.....	8
	① 乳児家庭全戸訪問事業の継続性を高めること.....	8
	② 継続性を高めた乳児家庭全戸訪問事業の包括性を高めること.....	8
4	「子ども・親・子育て」に関する学びに継続性をもたせ、内容の包括性を高めること について.....	11
	(1) 現状及び問題点.....	11
	① 初等中等教育課程における「子ども・親・子育て」に関する学習の現状.....	11
	② 初等中等教育課程における「子ども・親・子育て」に関する学習の問題.....	14
	(2) 初等中等教育課程の更なる充実と生涯教育への展開.....	15
	① 「子ども・親・子育て」に関する教育の内容.....	15
	② 「子ども・親・子育て」に関する教育を生涯教育として展開するための環境整備	16
	(3) 今後の「子ども・親・子育て」教育実施への示唆.....	17
5	まとめ.....	18
	<参考文献>.....	19
	<参考資料1>審議経過.....	23
	<参考資料2>シンポジウム開催.....	24

1 はじめに

いま我が国では、少子化が社会問題であるという共通認識のもとにさまざまな施策が講じられている。子育て支援は、出生率の向上を通じた経済成長や財政健全化だけでなく、子どもの心身の健全な発達を通じた社会の安定化にも寄与する。2023年に子ども家庭庁創設の運びとなり、次々と少子化対策も打ち出されているが、今後の合計特殊出生率が生活者のウェルビーイングの高まりと共に上昇するような施策を展開することは、現在の我が国を担う世代の責務であろう。

家政学は衣分野・食分野・住分野・家庭生活経営分野・児童分野等の複合分野であり、日本学術会議が2013年（平成25年）5月15日（第22期）に発出した報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 家政学分野」によると、家政学の定義は「人間生活における人と環境との相互作用について、人的・物的両面から研究し、生活の質の向上と人類の福祉に貢献する実践的総合科学である。すなわち人の暮らしや生き方は、社会を構成する最も基盤となる部分であることから、すべての人が精神的な充足感のある質の高い生活を維持し、生き甲斐を持って人生を全うするための方策を、生活者の視点に立って考察し、提案することを目的としている」[1]。家政学の視点に立った子育て支援は、子育てに問題を抱える親を支援することに留まらず、親や子どもはもとより、子育てをめぐる生活環境そのものの改善に向けて支援すること、すなわち包括的支援であり、子育て中のある期間に限定して支援するのではなく、子育てを経験する前から、そして、その後のライフステージを通しての課題変化に対応しつつ伴走できるような支援、すなわち継続的支援である。その目的は、子どもや親、子育てに関わるすべての人のウェルビーイングである。ウェルビーイング（well-being）とは、世界保健機関（WHO）では人が身体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態と表現される。本報告では、子どもも親も健康で、精神的な充足感のある生活を維持している状態という意味合いで使用している。

日本学術会議はかねてより子どもの成育及び成育環境の改善に関する提言を発出してきた。2020年（令和2年）9月25日（第24期）に心理学・教育学委員会、臨床医学委員会、健康・生活科学委員会、環境学委員会、土木工学・建築学委員会合同の子どもの成育環境分科会が発出した提言「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて—成育空間の課題と提言2020—」[2]では、子どもの成育を保障する総合的な法整備を求め、子どもの成長発達を主軸に成育空間を捉えるべきこと等が述べられている。人間は人生の時間軸を常に進みながら生きており、人間の生活は多様かつ複雑な要素を包含して成り立っているため、人間の成長発達過程と複雑な実態に即した総合的かつ包括的な環境改善が必要であるという指摘の方向性は、家政学の立場とも合致する。

2020年（令和2）年8月31日（第24期）に臨床医学委員会出生・発達分科会が発出した提言「発達障害への多領域・多職種連携による支援と成育医療の推進」[3]によると、発達障害児とその家族のウェルビーイングに資する成育医療の実現には、医療的支援と学校や福祉現場の多領域・多職種連携の強化が欠かせない。このように、人間の成長発達と複雑性、多様性への細やかな伴走、多様な分野や職種の連携の重要性について、人間のウ

エルビーイングを高めることに寄与する様々な学問分野から既に指摘されてきたことは明らかである。子育て家庭に伴走する支援策を実現するためには、人間の発達と生活の複雑さを踏まえること、学問分野と行政・支援を実施できる様々な民間活力の動員を視野に入れた産学官の連携に加え、総合的な生活の視点の導入が求められる。

本報告は、多様な学問の複合領域から構成され、生活の質の向上と人類の福祉に貢献する実践的総合科学である家政学の視点を導入することで、現状の子育て支援策の問題点を明らかにし、今後の改善の基盤となる新たな子育て支援の方向性を提案するものである。

2 報告作成の背景

本報告は、2つの提案を行うものである。第一に、全家庭を対象とする訪問型の子育て支援の重要性に注目し、乳児家庭全戸訪問事業の継続性を高め、それに伴って内容の包括性を高めること、第二に、「子ども・親・子育て」に関する学びに継続性をもたせて生涯教育に位置づけ、それに伴って内容の包括性を高めることである。この2点は、すべての人が家庭生活のウェルビーイングを自ら高める力を育む観点から派生し焦点化した提案事項である。以下で2点の提案事項に焦点化した背景を述べる。

生活環境の変化、働き方の多様化が進む中、子どもが育つ豊かな環境を整備し、子どもの成長はもとより親の子育てを支援することは、久しく日本社会の課題であり続けている。親による子どもの虐待件数は依然として上昇傾向にあり、経済的・社会的・文化的貧困家庭の増加も指摘されている。また子育て中の親は、経済的な不安や将来の見通しが立ちにくい等の不安と、子ども及び子育てに関する不安を抱えていることが多い。これらの不安は親自身が我が子を虐待することに繋がるばかりか、次世代にも影響を与えている。このような子育ての状況を見聞きしている次世代が将来の家庭生活に期待が持てない現状をもたらし、結果として少子化の恒久化が予想される。子育てに対する不安の高まり、子どもへの虐待などの事態は、新型コロナウイルス感染拡大の深刻な影響により短期間での過酷化が現実となり、支援対象児等見守り強化事業や妊産婦の不安対策等が速やかに講じられたところである[4]。

家政学分野における「生活する力を育てる」ための研究会では、かねてよりこのような事態と予想される未来について警鐘を鳴らしてきた[5]。人が人の親になることは必ずしも容易ではなく、親になることで必要が生じる生活にかかわる知識及び技術を成育環境の中で自然に身につけることが困難であることにも言及してきた。

我が国では1990年代より社会的な問題として認識された少子化が出発点となり、子育ては社会が支援すべき営みであるとし、子育ての社会化が追求されてきた。厚生労働省は妊娠期から児童期までの子どもがいる家庭に対し、妊娠、出産、子育ての各時期に対応した切れ目のない支援を行うための様々な事業を既に実施している。子育ての社会化は、親の養育責任を社会が代替するのではなく、子どもの成長と子育て中の家庭を社会全体で温かく見守り、支えるという子育て支援の根幹となる社会的精神を意味する。したがって、虐待等のリスクを有する家庭、貧困家庭、特別な配慮を要する子どもを育てている家庭の課題に迅速に対応すること、人口問題に直結する少子化に際し、産み育てることへの不安

を軽減することも当然重要である。本報告は、これら課題解決の視点で実施されている子育て支援策に問題を見出すものではない。

虐待の予防及び早期発見、少子化抑止を目的とする課題解決の視点で行われてきた子育て支援策の充実だけでは、虐待件数、少子化が依然として減少していない現状の問題に対し、両輪としてもう一つの視点を新たに加えることを提案したい。

2023年2月に日本学術会議が主催した公開シンポジウム「子育て支援の継続性を高めるために—新たな視点の提案—」では、妊娠期からの切れ目のない支援を目指して各種相談事業が行われているものの、相談に来所しない親は支援の対象にならないという課題は今も続いていることが指摘された[6]。地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）による2019年の「最終とりまとめ」でも、次のように述べられている。「複合的な課題を有している事例については、個別性が高いことに加え、その背景に社会的孤立などに陥っていることがあります。…（中略）…こうした場合、窓口で待っているだけではなく、専門職が足を運び、相手の生きる力を引き出しながら、継続的に寄り添い、問題を一つ一つ解きほぐしていく支援が必要になります」[7]。2007年より実施されている地域子育て支援拠点事業では、基本事業内容4項目の筆頭に「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」を挙げ、子育てひろばでは親が地域の中で他者と繋がりが持てるよう支援が実践されている。また、2023年に政府が打ち出した「異次元の子育て支援」は、ここに述べられている「待つ」支援の限界を乗り越えて、子育て家庭及び親に伴走する視点の導入を標榜している。しかしそこで経済支援策、働き方改革と並んで打ち出されている支援策は、「断らない相談」を中心とした相談事業の充実であり、専門職が足を運び継続的にかかわる方向性とは異なる[8]。したがって、課題解決の視点と両輪になる新たな伴走の視点を具現化した支援策は、限られた対象にしか機能しない支援策である点において従来と変わりがないといえるであろう。

本来子育てを支援することは、子どもの成長に伴って変容する家庭生活のどの段階においても親が子どもと共に生活とその変化を愉しみ、質を高め、より豊かであろうとするモチベーションを自ら維持する力を支えることである。人が成人し、社会生活を営む一方で、家庭を築いて子どもと共に生活を始めることは、大人であるすべての親にとって大きな転機となる。一人の成人としてのアイデンティティに親としてのアイデンティティを融和させていく過程は、他者に支えられて健全に成立するものである。要支援家庭への対応としての子育て支援に加え、すべての親の家庭生活のウェルビーイングを向上させる力を育む支援策を構築するには、すべての家庭に『専門職が足を運んで』相談支援を行う子育て支援策に拡大することが望まれる。また、『子ども・親・子育て』に関する学校教育での学びを生涯教育に位置づけることも必要であろう。

そこで、人間生活に起こる諸事象を多角的視点から科学的に追究する家政学の視点より、すべての大人が家庭生活のウェルビーイングを自ら向上させる力を育む視点を子育て支援に位置づけることを目的とし、産学官の連携による実現の端緒として本報告を作成した。

本報告は、本項冒頭で述べた2点の問題の検討を通して、新たな子育て支援の方向性を提案する。以下、それぞれについて現状と問題点、提案の順で述べる。

3 乳児家庭全戸訪問事業に継続性をもたせ、内容の包括性を高めることについて

(1) 現状及び問題点

本分科会では、すべての成人が次世代とのかかわりを人生に位置づけて家庭生活のウェルビーイングを高める力を育む視点を子育て支援に導入し、そうした力を育むための支援策を構築するべきであると考えている。家庭生活のウェルビーイングが高まる支援は、時間を要するが着実に少子化、虐待等の問題解決策となることが期待できるからである。そのような長期的な視点で子育て家庭に伴走するためには、支援者がすべての家庭に出向いて支援を行う訪問型の子育て支援策の充実が望まれる。そこで本項では、現状で唯一すべての家庭を対象に行われている乳児家庭全戸訪問事業の現状と課題を検討した。

① 乳児家庭全戸訪問事業に継続性がないこと

子どもは生後1年までに生涯で最も著しい発達を遂げる。特に生後4か月以降の変化は、自力で移動できること、認知機能の発達、手の機能の高まり等により、親は子どもの世話をするだけでなく、物の置き場やレイアウトの変更、生活習慣の修正など、家庭生活の再編成を要する。具体的には、生後5か月前後で寝返りを打ち、主体的に身体を移動させるようになる。生後6か月では座位による視界の変化があり周囲の環境に興味を示す。この時期には離乳食も開始されている。親にとっては、大きな悩みの一つであった小刻みな睡眠リズムが改善され、夜間の授乳やおむつ替えがなくなる反面、離乳食の準備、子どもの動きに合わせた居住空間の整備など、子どもが生後6か月を過ぎると家庭生活の課題は変わっていく。その後、子どもの這い這いが始まり、つかまり立ちを経て生後1年には歩行が開始される。同時期に離乳がほぼ完了し、探索による環境への主体的な働きかけが旺盛になる。更に子どもは1歳を過ぎると環境への興味、関心が増し、歩行できることから旺盛に探索を行うようになる。1歳児は自力でできることが増える一方で、家庭内の構造や生活上の留意が認識できないため、親にとっては目の離せない時期が始まる。このように、生後4か月以降の子どもの状態の変化は著しく、子どもの変化に伴って親は子どもの発達段階に応じた直接的なケアのみならず、生活時間、生活形態、家庭内のレイアウト等家庭生活全般を見直し、変えていくことも求められる。この時期に親の家庭生活上の問題が増加するのは当然である。

表1に示すように、現在子育て支援事業は多数あり、支援対象となる子育て家庭の子どもの年齢は胎児から18歳に及ぶ。しかし、子育て家庭に支援者が出向いて支援を行う訪問型の子育て支援事業は、新生児訪問指導(表1①)、乳児家庭全戸訪問事業(表1②)、養育支援訪問事業(表1③)の3事業のみであることがわかる。新生児訪問指導は生後28日以内(里帰りの場合は生後60日以内)に新生児の家庭を訪問する事業で、母子保健法に基づき母子保健分野が担っている。

表1 子育て支援事業の目的・内容・支援場所

事業名称	事業概要	支援対象 または時期	支援を受ける 場所
① 新生児訪問指導	新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防について指導を行う。	生後28日以内(里帰りの場合は60日以内)の新生児	家庭
② 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や悩みの傾聴及び相談 ・情報提供 ・乳児と親の心身の様子・養育環境を把握する ・提供サービスの検討 ・関係機関との連絡・調整 	生後4か月までの乳児とその親	家庭
③ 養育支援訪問事業	要支援家庭を訪問し、子どもの養育に関する指導・助言を行う。	要支援と認められた子どもとその親	家庭
④ 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行う。関係機関との連絡調整等を実施する。	妊娠期から幼児の親	地域子育て支援拠点、行政窓口等
⑤ 地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親子の交流の場の提供 ・不安・悩みの相談 ・子育て情報の提供 ・講習等の実施 	乳幼児のいる子育て中の親子	常設の拠点施設 出張ひろば、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家・マンションの一室、保育所・幼稚園・認定こども園
⑥ 子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活援助 ・夜間養護 	0～18歳未満の子どもとその親	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム
⑦ 一時預かり事業	昼間、家庭で養育が困難になった子どもを一時的に預かり、保育する。	乳幼児	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点等
⑧ 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて保育する。	乳幼児	保育所、認定こども園
⑨ 病児保育事業	就労している親の子どもが病気の際、病院・保育所等で一時的に保育し、緊急に対応する。	乳幼児	保育所、認定こども園、病院、診療所等
⑩ ファミリーサポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等への送迎 ・保育施設開所前または終了後、学校の放課後、冠婚葬祭や外出の際の預かり 	乳幼児から小学生	送迎移動区間、家庭、支援者の自宅、地域の施設
⑪ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	昼間親が家庭にいない小学生に対し、居場所を提供し、放課後子供総合プランに基づく支援を行う。	小学生	小学校の空き教室、児童館等
⑫ 妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。	妊娠初期より分娩までの妊婦	医療施設

⑬ 母親学級 両親学級	自治体が行っているもので、名称も様々。 ・妊娠中の生活指導 ・妊娠中及び産後の体調管理指導 ・授乳実習 ・沐浴実習 ・おむつ替え実習	地域に居住する 妊婦と妊婦のパートナー	地域の施設
----------------	---	------------------------	-------

(出典) 平成 27 年、内閣府「地域子ども・子育て支援事業について」をもとに本分科会で作成

一方、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業は児童福祉法に基づく訪問型支援事業である。生後 4 か月までに実施される乳児家庭全戸訪問事業は制度上は保育士、民生委員、児童委員その他、研修で非専門職者を訪問員として養成することも可能であり、それを実施している自治体もあるが、実際には新生児訪問指導と併せて同時に実施することが認められているため、多くの自治体では母子保健分野が担い、訪問員は助産師、保健師が大半を占める[9]。

同事業では母乳に関する相談と指導、子どもの生育確認などが行われており、親の不安も母乳及び子どもの生育状態にあることから、出産後まもない親のニーズは母子保健分野の相談であることがわかる。保健師等が訪問している同事業は、直接的な対面により個々の不安や悩みに応え、必要に応じて子育て支援センター、児童相談所等の各種専門機関に連携しており、生後 4 か月までに行われる支援事業として不足なく機能している。

他方、唐田ら (2007) の調査[10]によると、1 歳児を持つ母親が子育てで困ったことや悩んだことは、子供の栄養(離乳食・食事)やトイレトレーニングである。また、育児の不安に影響を及ぼす要因に関して、1 歳児の母親を対象にした渡辺ら (2005) の調査[11]では、「ひとりでパンツをぬげない (60%)」が大きなストレスとして示されている。さらに消費者庁による子どもの事故調査[12]によると、「ベッドや階段、いすなどから転落した」、「ドアや窓などに手足などをはさまれた」、「アイロンや熱い鍋に接触、熱湯を浴びた」、「コイン、化粧品、洗剤、たばこなどの誤飲」等の事故が家庭内で発生しており、これらの対策も望まれる。このように家庭生活上で 1 歳児をもつ親たちは多くの衣食住に関する「困り事」や「悩み事」を挙げている。これらに適切に対応できる訪問型支援として、乳児家庭全戸訪問事業が生後 4 か月以降に継続されていないことは問題である。

子育て支援の継続性については、フィンランドのネウボラが世界的に注目されており、既に我が国でも多くの自治体で地域の子育て支援策の名称に「ネウボラ」を用いている。ネウボラ (neuvola) と言われる子育て支援の歴史は古く、1920 年代初頭に民間の周産期リスク予防活動から始まり、1944 年に制度化され、市町村自治体に無料のネウボラが義務づけられた。妊娠期から周産期に対応する「出産ネウボラ」と周産期後から就学前 (0～6 歳) までに対応する「子どもネウボラ」は、現在では、支援の連続性と一貫性の向上のため、「出産・子どもネウボラ」となり、妊娠中から就学前まで、同じネウボラ保健師が、母子及び父親やきょうだい等を含む家族全体の相談支

援を担当し、無料で医療・福祉などのサポートの提供を行っている[13][14]。我が国ではこのネウボラの継続性に注目しつつも、表1に示した既存の支援策が様々な子どもの年齢に該当することをもって継続性と捉えているのが現状で、特定の担当者が一貫した支援を継続するネウボラとは明らかに異なる。我が国の子育て支援策は、表1に示したとおり多様に展開されているが、支援を受ける家庭にとっての一貫した継続性にはなっていない。今後は、ネウボラをはじめとする海外の子育て支援例に学びながら、乳児家庭全戸訪問事業の継続性を高める一方で、現状の子育て支援策全体を整理することも必要になっていくだろう。

② 乳児家庭全戸訪問事業の支援内容及び訪問員の研修内容に包括性がないこと

乳児家庭全戸訪問事業はその目的から、母子保健分野のみに頼っているのが現状である。これまで述べてきたように、子育て家庭の問題は内容が変化するため、乳児家庭全戸訪問事業を継続する場合、各家庭の個別具体的な問題に伴走できるよう支援内容の包括性を高める必要があり、したがって訪問員の研修には生活全般に関する知識と技術を高める内容が必要となる。

表2は東京都の一例であるが、「母子保健にかかわる最新の知見、専門的知識及び技術を提供するとともに、少子化社会対策の重点課題に対応した取り組みの推進に向け、母子保健、医療、福祉の連携を基本に、母子保健医療水準の一層の向上を図る」目的で実施している母子保健プログラムで、乳児家庭全戸訪問事業の訪問員の研修として用いられている。

表2 令和4年度東京都母子保健研修

No.	時期	テーマ(案)	対象者
1	6月	乳幼児の発育発達と子育て支援 ～乳幼児健診の意義とポイント～	保健所・区市町村母子保健 従事者
2	7月	妊娠期からの切れ目ない支援1① ～母子保健分野における父親支援について～	保健所・区市町村母子保健 従事者
3	8～9月	新生児聴覚検査の意義と相談支援の重要性	保健所・区市町村母子保健 従事者
4	9月～10月	母子保健における感染症対策	保健所・区市町村母子保健 従事者
5	11月	乳幼児健診における眼科健診の意義と支援のポ イント	保健所・区市町村母子保健 従事者 都内産科医療機関職員
6	11月～12月	妊娠届出時の面接のポイント～妊婦との最初の 出会いを大切に～	保健所・区市町村母子保健 従事者 都内産科医療機関職員
7	11月	精神的な不調を抱える妊産婦、要支援家庭への支 援	保健所・区市町村 母子保健従事者
8	2月	妊娠期からの切れ目ない支援②特定妊婦への支 援	保健所・区市町村母子保健 従事者
9	2月～3月	妊娠期からの切れ目ない支援③産前・産後サポ ート、産後ケア事業の更なる推進に向けて	保健所・区市町村母子保健 従事者
10	3月		

(出典) 東京都福祉保健局ホームページ[15]をもとに本分科会で作成

母子保健分野の研修であるため、子どもの発育発達の理解と健診で留意すべきポイント、医学分野でとらえる健康の理解、産前産後ケア、虐待を含む要支援家庭の予防・発見・対応の実際を学ぶ内容で構成されていて、離乳食、着脱しやすく皮膚に刺激の少ない服の素材、家庭内の事故予防、夫婦の役割分担などの家庭生活に着目したテーマは全くみられない。乳児家庭全戸訪問事業の訪問員は保育士、地域の民生委員、児童委員等幅広い人材の登用が可能であり、実際にそうした訪問員を起用しているケースがあるにもかかわらず、母子保健の専門家として知識と技術を高める内容に偏っていることがわかる。

このような母子保健分野によるプログラムは、生後4か月までに実施されている現行の乳児家庭全戸訪問事業の訪問員研修としては、その時期の子育て家庭への支援内容として適切であるが、訪問を生後4か月以降にも継続する場合には、母子保健分野の枠組みを超えて、研修に離乳食、着脱しやすく皮膚に刺激の少ない服の素材、家庭内の事故予防、夫婦の役割分担などの生活に関わる内容を加え、包括的に再構成する課題が生じる。

(2) 今後の子育て支援に求められること

これまでに検討した乳児家庭全戸訪問事業の現状と課題を踏まえ、同事業の継続性と包括性を高めるために必要な具体的な改善の方向性、内容と方法を述べる。

① 乳児家庭全戸訪問事業の継続性を高めること

母子保健及び家族保健の分野においても、家族のウェルビーイングを向上させることの重要性はかねてより認識されており、子育て支援は親になることの支援とされ、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業が親になるための支援として並列的に位置づけられている。また家族の生活の場で相談が行われることは、家族にとって相談に伴う緊張が軽減される有効な手段とも考えられている[16]。

乳児家庭全戸訪問事業の実施が生後4か月までの1回のみであり、その後の継続は養育支援訪問事業が対象とする要支援家庭に限定されることを考えると、誰もが家庭生活のウェルビーイングを自ら高める力を育む視点で継続することが望まれる。親の誰もが味わう苦労や心配事、子育てが順調であるか自分ではわからないという漠然とした不安は、生後4か月以降も内容が変化しながら続くからである。しかも家庭生活における問題は家族内に内包されがちであることを考えると、全戸を対象とする乳児家庭全戸訪問事業の継続性を高めることは、すべての親が伴走型の子育て支援を受けられる利点がある。

② 継続性を高めた乳児家庭全戸訪問事業の包括性を高めること

乳児家庭全戸訪問事業を継続するに当たり、2つの課題がある。第1に、母子保健分野、児童福祉分野の行政的な分断をなくし、両分野の連携が図れる体制づくりを行

っていくことである。

多様な隣接諸分野の連携による乳児家庭全戸訪問事業の継続が実現できれば、母親の健康状態、子どもの成育のみならず家庭生活の変化に文字どおり伴走した相談支援が、全家庭で実施されることになる。子どもの離乳食や少食の悩み、発達上の心配事、親との愛着形成をはじめとする人間関係と発達の問題などは、親の悩みであると同時に子どもの成長発達の問題でもある。

親の子育てを支援することが間接的に子どもの成長発達支援にもなり、文字どおり伴走型の子育て支援として充実できるであろう。連携体制による新たな乳児家庭全戸訪問事業であれば、訪問した家庭で相談に応じることに加え、地域子育て支援拠点事業、保育所・幼稚園のような集団施設保育に繋げる役割もこれまで以上に円滑に果たすことができ、家庭生活のウェルビーイングを包括的に高める機能を発揮することが可能となる。

現行の乳児家庭全戸訪問事業を継続する場合の第2の課題は、訪問員の研修内容である。研修内容の検討の必要性及び他職種による支援事業との連携の必要性については、既に母子保健の分野でも指摘されている[17]。

現状では子育てにかかわる専門職（保健師等）の教育・研修に、生活を総合的に理解する内容が含まれていないため、母子保健分野が担っている訪問型支援を児童福祉、家政学との連携とし、訪問員の研修内容に家庭生活のウェルビーイングの維持・向上の視点を盛り込むなどして、家庭生活の変化に伴走できる訪問員を育成することが課題となる。

現行の研修内容及び他分野との連携に関する支援員の意識を把握するために、2022年10月に東京都A区及び首都圏B市の保健所を対象に行った聴き取り調査では、訪問型支援の実施状況、訪問員の専門性、訪問員の研修について次のような実態を把握することができた。結果は表3に示す。

支援の継続性を高める必要性について尋ねたところ（表3③）、両自治体とも乳児家庭全戸訪問事業を生後4か月以降も継続する必要を感じないと回答した。東京都A区ではさらに他分野との連携を実現しなくてよいと回答している（表3⑦）。しかし、同質問に対するB市の回答からは、支援員は必ずしも関連分野との連携に消極的ではないと考えられる。

訪問員の職種（表3④）及び訪問員の研修（表3⑤）については、東京都A区は専門職者（保健師）のみの起用で研修は月1回（表2）、B市は非専門職者も起用しており研修は年1回の実施、研修内容は東京都（表2）とほぼ同様で、保健分野のみであった。保育士等も訪問員となり得る現状を踏まえ、さらに家庭生活の諸問題に対応すべきことを考えると、研修内容も家政学、児童福祉等との連携が重要であり、カウンセリングマインド等の相談支援に関する内容、ケア論の学び[18]等を研修内容として新たに導入する検討が必要であろう。

表3 訪問型子育て支援事業に関するケーススタディの結果

質問内容	東京都A区	首都圏B市
① 新生児訪問事業と乳児家庭全戸訪問事業は一体的に行っているか否か	一体的に実施	一体的に実施
② 乳児家庭全戸訪問事業の結果を養育支援事業の担当者と共有しているか	養育支援事業とは連動していない。しかし児童家庭支援センター、子育て世代包括支援センターに養育困難ケースを通告し、訪問に同行する。	結果を共有し、支援の継続化を図っている
③ 乳児家庭全戸訪問事業を生後4か月以降も継続する必要があるか(利用者にとっての必要性)	上記②の形で養育困難ケースは就学まで支援を継続しているため、必要ないと思う。	必要性を感じない。保健師の継続訪問、産前産後のサポーターの訪問、養育支援訪問など複数の訪問を行うフォロー体制がある。
④ 訪問員は専門職か。専門職なら職種、専門職でない場合は人選の基準	助産師、保健師(委託助産師を含む)	母子保健推進員(市内在住、68歳まで、子育て経験があり末子が中学生以上)
⑤ 訪問員の研修は実施しているか。実施の場合、内容と頻度	東京都の「母子保健研修計画」により、月一度のペースで受講する。	令和2年度までは年1回(令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大で0回)
⑥ 訪問型の子育て支援の意義はどのようなことか	電話では見えない生活状況、口で言っていることと現実の相違がわかること。コロナ禍で父親の在宅が増加した。訪問すると父親が対応する家庭がある。既往症の有る母親も多い。	出産直後は外出しづらく不安が高い。ハイリスクな家庭ほどアウトリーチが有効。生活環境を知ることができ、環境に即した具体的なアドバイスができる。リスクアセスメントしやすい。
⑦ 母子保健分野が担っている現状の訪問支援制度を、他分野との連携で支援の継続性と包括性を高める意義はあると思うか	出産後の子育て初期をカバーすれば予防接種など相談の機会が得られる。初期のカバーは現状でできているため、そこを連携する必要をあまり感じない。育児支援訪問事業ではベビーシッター、ヘルパーを派遣している。母子手帳交付時から子どもが1歳になるまで上限60時間利用できる。そのベビーシッターとヘルパーの研修に、生活の視点は必要だと思う。	すべての対象者に幅広く支援するという事業の性質、養育不安のある家庭への支援を長い時間軸で考えると、母子保健だけでなく、他分野との連携は不可欠であり、相互の役割や制度の整理を行って連携すべきと考える。

(出典) 聞き取り調査結果をもとに本分科会で作成

前述したフィンランドのネウボラでは、周産期から就学まで一貫して担当する保健師は、研修により子育て支援の専門職となっており、保育現場など他職種とも積極的な連携を図っている。このように、子育て支援を家庭生活の変化に伴走し得るものとするため継続性を高めると、支援内容の包括性をも高めて、多様な分野による連携が必要になることをネウボラの例に学ぶことが今後必要であろう。継続的で包括的な子育て支援の実現には支援員の研修内容の充実も重要な要件となる。また、我が国が乳児家庭全戸訪問事業のモデルとしたといわれるアメリカの Healthy Family America が、すべての支援員にスーパーバイズを保証しているように、乳児家庭全戸訪問事業

の訪問員にも、研修のみならずスーパーバイズが受けられる仕組みとすることも検討すべき課題である[19]。

4 「子ども・親・子育て」に関する学びに継続性をもたせ、内容の包括性を高めることについて

(1) 現状及び問題点

前述の2でみてきたように、現在では子育て支援の必要性について社会的な関心が高まる中、社会全体で子育てを応援することを目指した施策が次々に打ち出されている。社会の構成員がそれぞれの立場で子育てに参画することが求められる状況の中で、日本の家族やコミュニティの現状、なかなか払拭されないジェンダーの問題等を考えると、誰もが自信をもってそこに関与できるような力を、基本的な資質・能力としてもっておくことの重要性が指摘できる。

すなわち、親になってからではなく、また、親になる人だけではなく、すべての人に「子ども・親・子育て」に関する知識を得る機会を保障することが、子育てしやすい社会の形成に必要であり、ひいては、そのことが、少子化や虐待等の子ども・子育てに関する諸問題を未然に防ぐためにより有効であると考えられる。

では、実際には、そのような学習の機会は十分に得られているのであろうか。核家族化、きょうだい数の減少、世代間交流の機会が少ない等の理由から、多くの子どもたちは日常生活の中で乳幼児とのかかわりを体験することは難しい状況にあるとされる。

「子ども・親・子育て」に関する知識と経験の不足が、親となつてからのストレスや育児不安、虐待等リスクの増加に繋がっているという報告もある[20-24]。

このような状況の中で、人間の成長、発達、生涯にわたる健康、親であること・親となること、子どもの発達、子どもを育てること等に関する知識や経験を誰もが十分に得られるように、学びの機会を提供することが重要である。まずは、小学校、中学校、高等学校の段階でどのようなことを学んでいるのか、現行の学習指導要領をもとに初等中等教育における「子ども・親・子育て」に関する学びの現状と課題を把握することとする。

① 初等中等教育課程における「子ども・親・子育て」に関する学習の現状

ここでは、初等中等教育における「子ども・親・子育て」に関する学習の現状を、学習指導要領をもとに検討した。

表4は、平成29年告示の小学校、中学校学習指導要領、及び、平成30年告示の高等学校学習指導要領における、「子ども・親・子育て」に関する学習の現状を抜粋した結果である。

表4 現行の学習指導要領にみる「子ども・親・子育て」に関する学習内容

小学校		
生活 (第1学年及び第2学年)	体育 (第3学年及び第4学年)	家庭 (第5学年及び第6学年)
<p>2 内容 (7) 動物を飼ったり植物を育てたりして、それらの育つ場所、<u>変化や成長の様子に関心</u>をもち、また、それらは<u>生命をもっていることや成長していることに気付き、生き物への親しみをもち、大切にすることができるよう</u>にする。</p>	<p>2 内容 G 保健 (2) 体の発育・発達について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア <u>体の発育・発達について理解</u>すること。 (ア) 体は、年齢に伴って変化すること。また、体の発育・発達には個人差があること。 (イ) 体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること。</p>	<p>2 内容 A 家庭生活と家族 (1) 自分の成長と家族について、次の事項を指導する。 ア <u>自分の成長を自覚することを通して、家庭生活と家族の大切さに気付く</u>こと。</p>
中学校		
技術・家庭「家庭分野」	保健体育「保健分野」	社会「公民的分野」
<p>2 内容 A 家族・家庭生活 (2) 幼児の生活と家族 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) <u>幼児の発達と生活の特徴が分かり、子供が育つ環境としての家族の役割について理解</u>すること。 (イ) <u>幼児にとっての遊びの意義や幼児との関わり方について理解</u>すること。 イ 幼児とのよりよい関わり方について考え、工夫すること。 3 内容の取扱い (1) 各内容については、生活の科学的な理解を深めるための実践的・体験的な活動を充実すること。 (2) 内容の「A 家族・家庭生活」については、次のとおり取り扱うものとする。 ウ (2) については、<u>幼稚園、保育所、認定こども園などの幼児の観察や幼児との触れ合いができるよう</u>に留意すること。 アの(ア)については、<u>幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性</u>についても扱うこと。</p>	<p>2 内容 (2) 心身の機能の発達と心の健康 (イ) <u>思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要</u>となること。 3 内容の取扱い (7) 内容の(2)のアの(イ)については、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。</p>	<p>2 内容 A 私たちと現代社会 (1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 現代我が国の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られることについて理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) <u>少子高齢化、情報化、グローバル化などが現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響について多面的・多角的に考察し、表現</u>すること。</p>

高等学校		
家庭「家庭基礎」 （「家庭総合」も同様）	保健体育「保健」	公民「倫理」
<p>2 内容</p> <p>A 人の一生と家族・家庭及び福祉</p> <p>(1) 生涯の生活設計</p> <p>ア 人の一生について、自己と他者、社会との関わりから様々な生き方があることを理解するとともに、自立した生活を営むために必要な情報の収集・整理を行い、生涯を見通して、生活課題に対応し意思決定をしていくことの重要性について理解を深めること。</p> <p>イ <u>生涯を見通した自己の生活について主体的に考え、ライフスタイルと将来の家庭生活及び職業生活について考察し、生活設計を工夫すること。</u></p> <p>(2) 青年期の自立と家族・家庭</p> <p>ア 生涯発達の視点で青年期の課題を理解するとともに、<u>家族・家庭の機能と家族関係、家族・家庭生活を取り巻く社会環境の変化や課題、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深めること。</u></p> <p>イ <u>家庭や地域のよりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること。</u></p> <p>(3) 子供の生活と保育</p> <p>ア <u>乳幼児期の心身の発達と生活、親の役割と保育、子供を取り巻く社会環境、子育て支援について理解するとともに、乳幼児と適切に関わるための基礎的な技能を身に付けること。</u></p> <p>イ <u>子供を産み育てることの意義について考えるとともに、子供の健やかな発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割の重要性について考察すること。</u></p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ウ 内容のAの(3)及び(4)については、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動などとの関連を図り、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めること。</p>	<p>2 内容</p> <p>(3) 生涯を通じる健康</p> <p>生涯を通じる健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生涯を通じる健康について理解を深めること。</p> <p>(ア) 生涯の各段階における健康</p> <p><u>生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること。</u></p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(7) 内容の(3)のAの(ア)については、思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。また、生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする。</p>	<p>2 内容</p> <p>B 現代の諸課題と倫理</p> <p>(1) 自然や科学技術に関わる諸課題と倫理・自然や科学技術との関わりにおいて、人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、他者と対話しながら、現代の諸課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生命、自然、科学技術などと人間との関わりについて倫理的課題を見だし、その解決に向けて倫理に関する概念や理論などを手掛かりとして多面的・多角的に考察し、公正に判断して構想し、自分の考えを説明、論述すること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(3) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ウ (1) のAの「生命」については、<u>生命科学や医療技術の発達を踏まえ、生命の誕生、老いや病、生と死の問題などを通して、生きることの意義について思索できるようにすること。</u></p>

（出典）平成 29 年告示の小学校、中学校学習指導要領、及び、平成 30 年告示の高等学校学習指導要領をもとに本分科会で作成 [25-36]

（注）表中の下線部は、本分科会で子育てや親になるために必要と考える学習内容である。

段階別にみると、小学校では、1・2年生の生活科で動植物の成長を通して生命の大切さや生き物への親しみを、3・4年生の体育科（保健領域）では体の発育・発達、5・6年生の家庭科で家族・家庭生活の大切さを学ぶ。中学校では、家庭科、保健体育科、社会科において、それぞれの専門の見地から学習課題が設定されている。高等学校では、教科・科目毎の特徴をみると、保健体育科では妊娠、妊娠中の保健、思春期、結婚生活と健康について学習する機会があるが、子育てや親としての健康や保健のことは学ばない。中学校社会科公民的分野では、現代我が国社会の特徴である少子高齢化を理解し、それが政治、社会、経済に及ぼす影響について学習する。高等学校公民科倫理では、「生命」についての学習があり、生命科学や医療技術の発達を踏まえて、生命の誕生、老いや病、生と死の問題などを通し、生きることの意義について思索する内容となっている。高等学校家庭科では、青年期のライフステージから育児期までのライフステージの課題や子どもの成長と親の役割から子育て支援までの本質的な子ども・子育て・親となることの課題を学習している [25-36]。

そして、これらの教育は、男女共修である。日本社会の喫緊の課題である男女共同参画社会の実現において課題となっている男性・男児の「ケア力」（育児・介護など）を育成する機会という意味でも重要である [37]。

② 初等中等教育課程における「子ども・親・子育て」に関する学習の問題

以上述べたように、現在、小・中・高等学校（初等中等教育）の教育課程、主に保健体育や家庭科において、「子ども・親・子育て」に関する知識を学ぶ機会が提供されている。内容としては、思春期、妊娠、妊娠中の保健、母体の健康、結婚生活と健康、生命の誕生、老いや病、生と死の問題といった人間のライフステージにわたる課題から子どもの成長と親の役割といった幅広い内容を学習する。加えて、少子高齢化と政治、社会、経済に及ぼす影響、育児支援策といった社会的な課題についても学習する。しかも、単なる知識として覚えるものではなく、人間の成長とともに、経験に照らしながら、何度も繰り返して系統的に学ぶことが必要な内容である。また、これらの学習課題を総合的に理解して、自分の人生に生かすことができるようにするためには、様々な分野の課題を相互関連的に捉える総合的な視点も必要であることがわかる。

しかし、現状では、小・中・高等学校の授業では、「子ども・親・子育て」に関する学習に充てられる時間数は少ない。扱っている教科・科目も一部に限られている。しかも、高等学校卒業後には多くの人には学ぶ機会をもたないのが現状である。このようなことから、学校教育の枠内に留まることなく、地域との連携等を図りながら学校教育修了後も学び続けられるような提供方法を探ることが必要である。

もう一つは、経験の重要性についてである。「子ども・親・子育て」に関する学習では、現状や原因を単に知識として知るだけでなく、実際の行動と結びつけていくことが必須である。特に、日常生活の中で自然の世代間交流が生まれにくい現代社会では、意識的に乳幼児をはじめとする異世代との関りをうむ環境整備が必要となってお

り、体験活動の教育的意義は大きい。現在、家庭科では、中学校の生徒に幼児触れ合い体験を必修化している（2008年必修化）。これまで多くの先行研究からその効果が報告されている [38-43]。

しかし、その体験も中学生の間に1、2度に留まっており、特にコロナ禍において体験活動は大幅に制限されている。学校側、教員の負担の大きさも課題である。さらに効果的な体験活動を実施していくためには、学校・親・家庭・地域間の教育的意義の共通理解、行政や地域と連携する実施体制作り等々、学校教育の体制内に留まらず、生涯教育として展開していくことが求められる。

現在、多くの人にとって、高等学校卒業後は「子ども・親・子育て」に関する学習機会は得られない。親になる・ならないにかかわらず、社会の構成員のすべてが、子どもが育つこと・育てることについて正しく知ることが社会全体の子育て力を強化することになる。子育てに関する知識や技術の修得には、親だけではなく、男女も問わず、すべての人に対して教育の機会を提供する必要があるが、現状ではそのような教育の機会は施策としてなされていないことが問題として指摘できる。

(2) 初等中等教育課程の更なる充実と生涯教育への展開

現行の学習指導要領をもとに、初等中等教育における「子ども・親・子育て」に関する学びの現状と課題を把握し、初等中等教育課程における学びの一層の充実、そしてその後も継続的に生涯教育として展開し、誰もがライフステージの折々に学ぶ機会を保障することが重要であることについて検討してきた。ここからは、その実現に向けての課題をより具体的に検討する。

① 「子ども・親・子育て」に関する教育の内容

高等学校卒業後も「子ども・親・子育て」に関する学びを継続的に得られるように、生涯教育として展開していくことが必要である。同時に、これまで行われてきたような、親となる人だけを対象とした準備教育、あるいは、親になった人、特に母親を対象とした子育てに関する知識や技術の習得機会の提供、子育ての課題を抱える人を対象にした現状の問題への対応方法の教授、といった内容に留まらず、人間の発達、人と人が育てあう関係性、パートナーシップ、生活全体のウェルビーイング等、社会人として、生活者として必要な知識・技術を総合的に学ぶことができるような内容にすべきである。

そこでは、個人・家族・コミュニティのウェルビーイングを研究対象としている家政学の果たす役割が大きい。これまでも家政学は、生活を総合的に探究する生涯学習として役割を果たしてきた。例えば、日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分科会メンバーが中心となってまとめた『人と生活』[5]は、衣・食・住、人間関係、子ども、生活経営など幅広い分野を包括した、大学の教養課程等、高等教育でも使用できる生活全般を扱う教科書として活用され、学生たちの生活への理解を深めるひとつとなっている。

2つ目には、対象を全世代の人として、特に、男性・男児の「ケア力」育成を視野に入れた全世代型教育プログラムの整備・活用が必要である[37]。すべての人が「ケア力」、すなわち、他者（及び自己）の生命、身体、思いへの十分な配慮ができる能力の開発を目指すことを通じて、子育てしやすい、子どもが豊かに育つ社会がつけられていくはずである。また、このことは現代社会において大きな課題となっている女性のキャリアとライフイベントとの両立の困難さを乗り越えていく上でも重要である。

3つ目に、「子ども・親・子育て」に関する教育は、専門領域を超えた研究者や実践家が協働して推進していくことが重要である。多様な専門の参画によって、現状や原因を単に知識として知っているというだけではなく、実際の行動と結びつけて、現状をより良い方向に変革していけるような力をつける教育が実現するであろう。今後は「子ども・親・子育て」に関する生涯教育としての学習コンテンツの精査が必要である。さらに、言語の多様性への対応も行う必要がある。

② 「子ども・親・子育て」に関する教育を生涯教育として展開するための環境整備

初等中等教育において行われている教育をなお一層充実させることが必要である。2019年から施行されている学習指導要領では、従来の知識習得重視のあり方からの転換、子どもたち自らが学び、学んだことを自分の人生に生かす「主体的・対話的で深い学び」が推進されている。そこでは、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくこと、様々な情報を見極め、再構成するなどして新たな価値につなげていく力をもつことへの期待がある。それに対応して、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点で育成していく教育が進められている。「子ども・親・子育て」に関する教育もここに位置づけて教科横断的に遂行されることの可能性も拓けている。

そして、その基盤をもとに生涯教育へと展開していくことが求められる。「子ども・親・子育て」に関する教育は専門領域を超えた研究者や実践家が協働して推進していくことが重要であると述べたが、生涯教育プログラムの策定にあたっては、子育て中の親、子育て経験者、研究者、政策に関わる人、子育て支援の専門家等、多様な人たちの参画が必須である。そのことによって、これまで専門領域に閉じがちだった知見が共有され、研究と実践との往還によって新しい課題が発見されることが期待できる。多様な立場で研究、実践している人の知見を結集することにより、子育てを親に限定、あるいは、女性の役割と固定化しがちな現状の社会の枠組みを超えて新たな社会的価値・役割を創出できるようなプログラム作りを目指していく。

また、多様な機会に多様な方法で教育を提供できる環境整備、ICTの活用も更に検討される必要がある。例えば、高等学校卒業後に就職する人に対しては、会社の初任者研修での学習機会を提供する、高等教育機関に進学する人に対しては、教養講座の中に必修科目を開講する、また、社会人や高齢者に対しては、大学や自治体ガリカレント講座として提供することなども考えられる。その際には、ICTを効果的に活用し、教育効果を高める工夫も必要である[44]。

(3) 今後の「子ども・親・子育て」教育実施への示唆

ここまで、すべての人を対象にした「子ども・親・子育て」に関する生涯教育の必要性を述べ、具体的な教育プログラムの提案は今後の課題とした。ここでは、今後、日本社会に根ざした「子ども・親・子育て」教育の実施に向けた示唆を得ることを目的として、諸外国の事例を参照することとした。

我が国においては、表1に記したように、1990年代以降、様々な子育て支援策が展開されてきた。近年では、子育て支援教育として、海外の子育て支援プログラムや翻訳教材を使った例[45-50]が散見されるものの、子育てに関わるすべての親を対象とする支援には至っていないのが実情である。一方、欧米諸国においては、1980年代後半ごろから子育て支援として多種多様な親教育プログラム（parenting programs）が展開され、これまでに多くのプログラムの開発や子育て支援教育に携わる専門家の養成が行われている。イギリスでは1998年に家族支援が政権の重要政策とされ、家族支援プログラムや親教育関連事業が急速に普及・発展している。アメリカでは、地域社会のニーズに応じてコミュニティ・カレッジの多種多様な教育課程や教育サービスが提供されている。特に、カリフォルニア州では多くの取り組みがあり、特別に訓練を受けた子育て支援に特化した専門家によるクラスが開講され、授業料は徴収せずに提供されている場合も多い[51]。実際に、GLENDALE コミュニティ・カレッジで開講されている2023年の直近の親教育プログラム[52, 53]を参照すると、子どもの対象年齢は0歳から就学前までとされ、働いている親や父親を対象とする夜間開講のクラスや、子どもの行動や発達について具体的な懸念をもつ親だけが参加するなどの多様なプログラムが実施されている様子を把握することができた。また、カナダの子育て支援は、1970年代にトロントで子育て家族の連携から生まれ、それが親教育にまで発展したという経緯がある。子育てに自信をもって取り組めるように、自主参加型の地域の子育て支援の他に、高校生で親になった者を対象とした支援策もあり、その場合は、高校での学びの支援や母親としての自立を支援している例もある[54]。

上述の海外における子育て支援の親教育の特徴は、自主的に親子が様々な活動と一緒に参加して、専門家の指導の下に、子どもは子ども同士の遊びを通して、親は親同士のディスカッションを通して、より良い子育てを学習して探求していくという方式の取り組みが多く、子どもの心身の発達と同時に、親としての成長を実感できる支援となっていることである。

このように、親と子どものさまざまな状況に応じて受講クラスを選択できること、多種多様なプログラムが用意されていること、子育て支援の専門家の指導により小人数のクラスで開講されていること、自主的に参加していること、受講料の負担が少ないことなどは、今後の我が国の「子ども・親・子育て」に関する教育を充実させるときに参考にすべき要件であろう。

我が国においては、多様な働き方や暮らし方に加え、価値観が多様化する中、子育て支援に特化した専門家の指導の下で、柔軟に対応できる多種多様なプログラムの提供が

求められる。講座の開設に際しては、ICT を効果的に活用して、いつでもどこでも受講できる多種多様な教育方法の工夫や多言語対応のプログラムの提供も必要である。また、自治体や大学等との連携による地域とのかかわりを大切にすることも重要である。

今後、我が国の子育て支援を充実させるには、さらに多くの例も参考にしながら、我が国独自の内容を持つ「子ども・親・子育て」に関する教育プログラムへと展開し、子育ての質を高めることのできる生涯教育として充実させる必要がある。そのためには、我が国の現状に即した実践的な子育て支援プログラムの研究開発と同時に、子育て支援に特化した専門家の養成を早急に行う必要がある。

5 まとめ

本報告は、現状の子育て支援が虐待、少子化等の深刻な課題に即した課題解決型の支援にとどまっていることに着目し、すべての家庭の生活のウェルビーイングを向上させることが子育て支援であるとの観点から、2つの問題点を指摘し、今後の子育て支援に家政学の視点を導入することで支援の継続性及び包括性を高めることを提案した。問題点の第一は、乳児家庭全戸訪問事業が生後4か月までの1回の実施であること、第二は、学校教育を含め、「子ども・親・子育て」について学ぶ機会が十分に提供されているとはいえないことである。

第一の問題点については、乳児家庭全戸訪問事業は現状で唯一、すべての家庭に訪問員が出向いて必要な支援を行う貴重な支援策であるため、この事業を基盤として、さらに継続性及び包括性を高めることは実現可能であると共に、極めて有効な伴走型子育て支援策となることを述べた。この乳児家庭全戸訪問事業の継続性を高めるためには、現状が母子保健分野により提供される支援内容に限定されているため、出産以降変化していく家庭生活に伴走できる支援内容の包括化も同時に必要となる。家政学の知見を活かして支援内容の包括化を図ることは可能であり、今後は、さらに多様な学問分野と行政の連携による体制構築が必要である。

第二の問題点である「子ども・親・子育て」に関する学びの機会については、初等中等教育課程を概観すると、親となる人のための教育、子育ての知識及び技術の習得、現状の問題への対応に留まらない、総合的な見地に立つ教育の提供が、学校教育段階から必要であることが認められる。さらに、家庭科をはじめとする学校教育の内容を今後は生涯教育として展開することで、解決すべき虐待、少子化等の課題に有効な学習機会の提供となるばかりか、次世代を担う子どもの誕生、成長を温かく見守り支援する社会の構築にも繋がっていく。したがって子育て支援は、子育て家庭の変化に継続的に伴走する支援内容とすること、さらに学校教育以降の教育機会に視野を広げ、社会全体の涵養として構築することが重要である。諸外国では既に親教育プログラムの充実が図られ、地域とコミュニティ・カレッジの連携事例も散見される。諸外国の事例を参照し、今後より一層、子育て支援に関連する諸学問分野の連携及び産学官の連携体制による支援策の検討が求められる。

本報告では、上記の問題点を明らかにし、今後の改善の方向性を提案した。関連諸分野との連携により、今後具体的な提案を検討したい。

<参考文献>

- [1] 日本学術会議 健康・生活科学委員会 家政学分野の参照基準検討分科会、報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 家政学分野」、2013年5月15日。
- [2] 日本学術会議 心理学・教育学委員会 臨床医学委員会 健康・生活科学委員会 環境学委員会 土木工学・建築学委員会合同 子どもの成育環境分科会、提言「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて—成育空間の課題と提言2020—」、2020年9月25日。
- [3] 日本学術会議 臨床医学委員会 出生・発達分科会、提言「発達障害への多領域・多職種連携による支援と成育医療の推進」、2020年8月31日。
- [4] 厚生労働省 子ども家庭局「コロナ禍の子育て支援策について」、2021年4月6日
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000766177.pdf> (2023年3月30日確認)
- [5] 「生活する力を育てる」ための研究会「人と生活」、建帛社(2012)
- [6] 新澤拓治「子育て支援事業の最前線からみえるもの—繋がりとぬくもりの不足—」、日本学術会議公開シンポジウム「子育て支援の継続性を高めるために—新たな視点の提案—」、2023年2月24日。
<https://www.scj.go.jp/ja/event/2023/336-s-0224.html> (2023年3月30日確認)
- [7] 厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ(概要)」、2019年12月26日。
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332_00020.html (2023年3月30日確認)
- [8] 子ども家庭庁「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施(出産・子育て応援交付金)全体概要」、2023年。
<https://www.cfa.go.jp/policies/shussan-kosodate/> (2023年6月26日確認)
- [9] 益邑千草(2017)「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の現状と課題」、小児保健研究、76、306-311。
- [10] 唐田順子、森田明美(2007)「乳幼児をもつ母親の子育てに関する困りごとや悩みごとに関する研究—児の年齢別、初経産別による検討—」、東洋大学人間科学総合研究所紀要、7、249-263。
- [11] 渡辺弥生、石井睦子(2005)「母親の育児不安に影響を及ぼす要因について」、法政大学文学部紀要、51、35-46。
- [12] 消費者庁「子どもの事故防止ハンドブック」、2023年1月。
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook/>(2023年6月26日確認)
- [13] 朝日新聞 GLOBE+「全家庭が無料 フィンランドの子育て支援『ネウボラ』日本にも広がる」、2019年3月
<https://globe.asahi.com/article/12200351> (2023年3月30日確認)

- [14] 高橋睦子「ネウボラ フィンランドの出産・子育て支援」、かもがわ出版（2015）
- [15] 東京都福祉保健局、母子保健研修。
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kushityouson/boshikenshu/index.html>（2023年3月30日確認）
- [16] 浅野みどり「子育て期の家族のウェルビーイング—予防的育児支援の重要性—」、日本学術会議公開シンポジウム「子育て支援の継続性を高めるために—新たな視点の提案—」、2023年2月24日。
<https://www.scj.go.jp/ja/event/2023/336-s-0224.html>（2023年3月30日確認）
- [17] 元山彩織（2018）「乳児家庭全戸訪問事業における効果と課題」、中京学院大学看護学部紀要、8、47-57.
- [18] 田代和美「子どもの育ちに還元される子育て支援」、日本学術会議公開シンポジウム「子育て支援の継続性を高めるために—新たな視点の提案—」、2023年2月24日。
<https://www.scj.go.jp/ja/event/2023/336-s-0224.html>（2023年3月30日確認）
- [19] Healthy Families America ホームページ、
<https://www.healthyfamiliesamerica.org/>（2023年3月30日確認）
- [20] 内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」。
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2022/r04webhopen/index.html>（2023年3月30日確認）
- [21] 内閣府「令和3年版少子化社会対策白書」。
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2021/r03webhopen/index.html>（2023年3月30日確認）
- [22] 内閣府、平成25年度「家族と地域における子育てに関する意識調査」報告書、2014年3月。
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/h25/ishiki/index_pdf.html（2023年3月30日確認）
- [23] 文部省 厚生省 労働省 建設省「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」、1994年12月16日。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/angelplan.html>（2023年3月30日確認）
- [24] 東京都福祉保健局「妊娠支援ポータルサイト 東京都妊活課」。
https://www.ninkatsuka.metro.tokyo.lg.jp/?yclid=YSS.EA1aIQobChMI7dKY7P6b_QI-VI4ZLBR2Z3AyDEAAYASAAEgIUCvD_BwE（2023年3月30日確認）
- [25] 文部科学省、小学校学習指導要領、平成29年3月告示。
- [26] 文部科学省、中学校学習指導要領、平成29年3月告示。
- [27] 文部科学省、高等学校学習指導要領、平成30年3月告示。
- [28] 文部科学省、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編、2017年7月。
- [29] 文部科学省、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編、2017年7月。
- [30] 文部科学省、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 家庭編、2017年7月。
- [31] 文部科学省、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編、2017年7月。

- [32] 文部科学省、中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 保健体育編、2017 年 7 月。
- [33] 文部科学省、中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 技術・家庭編、2017 年 7 月。
- [34] 文部科学省、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 公民編、2018 年 7 月。
- [35] 文部科学省、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 保健体育編 体育編、2018 年 7 月。
- [36] 文部科学省、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 家庭編、2018 年 7 月。
- [37] 日本学術会議 科学者委員会 男女共同参画分科会 第一部総合ジェンダー分科会 第二部生命科学ジェンダー・ダイバーシティ分科会 第三部理工学ジェンダー・ダイバーシティ分科会、提言「社会と学術における男女共同参画の実現を目指してー2030 年に向けた課題ー」、2020 年 9 月 29 日。
- [38] 岡野雅子、伊藤葉子、倉持清美、金田利子（2012）「中・高生の家庭科における「幼児とのふれ合い体験」を含む保育学習の効果ー幼児への関心・イメージ・知識・共感的応答性の変化とその関連ー」、日本家政学会誌、63、175-184。
- [39] 伊藤葉子、鎌野育代（2009）「家庭科における幼児とのふれ合い体験での中学生の学び：ケアリング教育という視点からの考察」、日本教科教育学会誌、32、41-50。
- [40] 倉持清美（2022）「家庭科保育学習の課題」、日本家庭科教育学会誌、64、233-243。
- [41] 伊藤葉子（2007）「中・高校生の家庭科の保育体験学習の教育的課題に関する検討」、日本家政学会誌、58、315-326。
- [42] 清水美紀（2014）「子育ての社会化」は進行したかー保育者の子育て観と子育てへの支援に関する認識に着目してー」、お茶の水女子大学子ども学研究紀要、2、65-75。
- [43] 叶内茜、倉持清美（2014）「中学校家庭科のふれ合い体験プログラムによる効果の比較ー幼児への肯定的意識・育児への積極性と自尊感情尺度からー」、日本家政学会誌、65、58-63。
- [44] 工藤由貴子「すべての人が子育て力をもつためにー生涯教育からの提案ー」、日本学術会議公開シンポジウム「子育て支援の継続性を高めるためにー新たな視点の提案ー」、2023 年 2 月 24 日。
<https://www.scj.go.jp/ja/event/2023/336-s-0224.html>（2023 年 3 月 30 日確認）
- [45] 特定非営利活動法人コミュニティ・カウンセリング・センター「カナダ生まれの親教育支援プログラム Nobody's Perfect」。
<https://ccc-npnc.org/program/nobodysperfect.php>（2023 年 3 月 30 日確認）
- [46] ジャニス・ウッド・キャタノ「完璧な親なんていない!ーカナダ生まれの子育てテキスト」、ひとなる書房（2002）。
- [47] カナダ公衆衛生局「完ぺきな親なんていない 子どもの感情・親の感情ー子どもの気持ちにどうこたえてあげたらいいの?」遠見書房（2010）。
- [48] 三沢直子、河津英彦「失敗から学ぶ これからの子育て支援 NP プログラム「完璧な親なんていない!」10 年の歩み」、東京都福祉保健財団（2012）。

- [49] Triple P AT A GLANCE.
<https://www.triplep.net/glo-en/triple-p-at-a-glance/> (2023年3月30日確認)
- [50] NPO 法人トリプルP ジャパン
<http://triplep-japan.org/> (2023年3月30日確認)
- [51] 藤井美保 「欧米の親教育プログラムと親の発達に関する研究」、科学研究費補助金成果報告書、基盤研究 (C)、課題番号 20530780、2008～2010 年度.
- [52] PARENT CHILD CLASSES, GLENDALE COMMUNITY COLLEGE PARENT EDUCATION、2023 年 1 - 2 月.
<https://www.garfield.glendale.edu/home/showpublisheddocument/57014/638046336646630000> (2023年3月30日確認)
- [53] PARENT CHILD CLASSES, GLENDALE COMMUNITY COLLEGE PARENT EDUCATION、2023 年 2 - 6 月.
<https://www.garfield.glendale.edu/home/showpublisheddocument/57522/638097413303500000> (2023年3月30日確認)
- [54] 井口祥子 (2008) 「日本の子育て支援が抱える課題についてートロントの子育て支援施設を視察してー」、日本教材文化研究財団研究紀要、37.
http://www.jfecr.or.jp/publication/pub-data/kiyou/h20_37/t1-3.html (2023年3月30日確認)

＜参考資料 1＞審議経過

令和3年

- 3月24日 家政学分科会（第3回）
 - ・生涯学習についての検討の進め方の確認
- 5月11日 家政学分科会（第4回）
 - ・生涯学習の検討内容の確認
- 8月30日 家政学分科会（第5回）
 - ・生涯学習における子育て支援に関する検討
- 9月6日 家政学分科会（第6回）
 - ・意思の表出のテーマに関する検討
- 12月18日 家政学分科会（第7回）
 - ・子育て支援に関する調査報告と今後の進め方の確認

令和4年

- 3月21日 家政学分科会（第8回）
 - ・意思の表出にかかわる手続きの確認、内容の検討
- 6月17日 家政学分科会（第9回）
 - ・課題の背景となる施策の現状に関する検討
- 11月2日 家政学分科会（第10回）
 - ・意思の表出に関する内容の確認
- 12月20日 家政学分科会（第11回）メール審議
 - ・意思の表出のための書類の確認及び検討

令和5年

- 3月24日 家政学分科会（第12回）
 - ・報告（案）の承認

上記以外に非公式ワーキンググループを25回開催したほか、外部への聞き取り調査等を実施しながら審議を行った。

＜参考資料２＞シンポジウム開催

公開シンポジウム「子育て支援の継続性を高めるために—新たな視点の提案—」

<https://www.scj.go.jp/ja/event/2023/336-s-0224.html>

開催日 令和5年2月24日

開催地 日本学術会議講堂（ハイブリッド開催）

主催 日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分科会

後援 日本生命科学アカデミー

プログラム

司会 鈴木恵美子（日本学術会議連携会員、お茶の水女子大学名誉教授）

13:30 開会挨拶

多屋淑子（日本学術会議連携会員、日本女子大学名誉教授）

13:40 開催趣旨説明

守隨 香（日本学術会議連携会員、共立女子大学家政学部教授）

14:00 『子育て支援事業の最前線からみえるもの—繋がりとぬくもりの不足—』

新澤拓治（社会福祉法人雲柱社 子育て支援コーディネーター）

14:25 『子育て期の家族のウェルビーイング—予防的子育て支援の重要性—』

浅野みどり（日本学術会議連携会員、名古屋大学大学院医学系研究科総合保健学専攻教授）

14:50 『すべての人が子育て力をもつために—生涯教育からの提案—』

工藤由貴子（日本学術会議連携会員、和洋女子大学家庭科教育研究所特別研究員）

15:15 『子どもの育ちに還元される子育て支援』

田代和美（和洋女子大学人文学部教授）

15:40 休憩

15:50 全体討議

16:30 閉会挨拶

都築和代（日本学術会議連携会員、関西大学環境都市工学部教授）